

宮城県公報

行 宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

| | | |
|-----------------------------|---------------|---|
| ○管理美容師及び管理美容師資格認定講習会の指定 | （食と暮らしの安全推進課） | 一 |
| ○保育士登録業務に係る手数料の収納事務の委託 | （子育て社会推進課） | 一 |
| ○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 | （障害福祉課） | 二 |
| ○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 | （同） | 二 |
| ○身体障害者福祉法に基づく指定医師の辞退 | （同） | 二 |
| ○県営土地改良事業の工事の完了 | （農村振興課） | 二 |
| ○漁港施設の使用に係る使用料の徴収事務の委託 | （水産業基盤整備課） | 二 |
| ○道路の区域変更 | （道路課） | 四 |
| ○土地区画整理組合の理事についての届出 | （都市計画課） | 四 |
| ○土地区画整理事業の換地処分の届出 | （同） | 四 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | （大河原地方振興事務所） | 四 |
| ○土地改良区の定款変更の認可 | （北部地方振興事務所） | 五 |

公 告

| | | |
|---|---------|---|
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 | （障害福祉課） | 五 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退 | （同） | 五 |
| ○開発行為に関する工事の完了 | （建築宅地課） | 六 |

告 示

○宮城県告示第三百七十四号

ページ

美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定による管理美容師資格認定講習会として、次のとおり指定した。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 講習会の主催者の名称及び所在地

公益財団法人美容師美容師試験研修センター

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

二 講習会の日程及び会場

1 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

令和三年九月二十七日（月）、十月四日（月）、及び十月十八日（月）

(二) 会場

東京エレクトロンホール宮城

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

2 管理美容師資格認定講習会

(一) 日程

令和三年九月二十七日（月）、十月四日（月）、及び十月十八日（月）

(二) 会場

東京エレクトロンホール宮城

仙台市青葉区国分町三丁目三番七号

三 受講料

一人につき一万六千円

○宮城県告示第三百七十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、保育士登録業務に係る手数料の収納事務を令和三年三月三十一日次のとおり委託した。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

東京都千代田区麹町一丁目六番地二

社会福祉法人日本保育協会

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百七十六号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和三年三月十八日次の者を指定した。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
|-------|------------|----------------------------|----------------|
| 及川 卓 | 内 科 | 医療法人松涛会 南浜中央病院 | 岩沼市寺島字北新田百十一番地 |
| 宮崎真紀子 | 耳鼻咽喉科 | みみはなのび宮崎クリニック | 塩竈市花立町十三番十二号 |
| 成田 渉 | リハビリテーション科 | 医療法人社団脳健会 仙台リハビリテーション病院 | 富谷市成田一丁目三番一号 |

○宮城県告示第三百七十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名 | 診療科目 | 新 | | 旧 | |
|-------|------|-----------|-------------------|-----------|-------------------|
| | | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
| 芳賀 盛 | 内 科 | 西陵内科 | 岩沼市土ヶ崎三丁目八番八号 | 緑の里クリニック | 岩沼市北長谷字畑向山南二十七番二号 |
| 片平 美明 | 循環器科 | 緑の里クリニック | 岩沼市北長谷字畑向山南二十七番二号 | 公立刈田綜合病院 | 白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地 |

○宮城県告示第三百七十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 氏 名 | 診療科目 | 所属医療機関の名称 | 所属医療機関の所在地 |
|-------|------|-----------|----------------|
| 葛内 但寛 | 内 科 | 葛内科胃腸科医院 | 気仙沼市田中前二丁目八番八号 |
| 横山 温 | 外 科 | 石巻市立牡鹿病院 | 石巻市鮎川浜清崎山七番地 |

○宮城県告示第三百七十九号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の第三項の規定により公告する。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 地区名 | 事業の名称 | 工事完了年月日 |
|-----|--------------------------|------------|
| 大曲 | 農山漁村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） | 令和三年三月二十三日 |

○宮城県告示第三百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港における廃油処理施設の使用に係る使用料の徴収事務を令和三年三月十七日次のとおり委託した。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方
 - 気仙沼市潮見町二五一
 - 特定非営利活動法人 気仙沼清港会

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、塩釜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令和三年三月二十四日次のとおり委託した。

令和三年四月三十日

一 委託の相手方
宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩竈市旭町一―一
塩竈市

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、志津川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令和三年三月二十四日次のとおり委託した。

令和三年四月三十日

一 委託の相手方
宮城県知事 村 井 嘉 浩

本吉郡南三陸町志津川字沼田一〇一
南三陸町

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、閑上漁港及び荒浜漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令和三年三月二十四日次のとおり委託した。

令和三年四月三十日

一 委託の相手方
宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市開成一―二七
宮城県漁業協同組合

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、鮎川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令

和三年三月二十四日、石巻漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令和三年四月一日次のとおり委託した。

令和三年四月三十日

一 委託の相手方
宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻市穀町一四―一
石巻市

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、気仙沼漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令和三年四月一日次のとおり委託した。

令和三年四月三十日

一 委託の相手方
宮城県知事 村 井 嘉 浩

気仙沼市八日町一―一―一
気仙沼市

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、女川漁港における岸壁、物揚場及び棧橋の使用（漁獲物を陸揚げする場合に限る。）に係る使用料の徴収事務を令和三年四月一日次のとおり委託した。

令和三年四月三十日

一 委託の相手方
宮城県知事 村 井 嘉 浩

牡鹿郡女川町女川一―一―一
女川町

二 委託期間

令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで

○宮城県告示第三百八十七号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、令和三年四月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三四九号
- 三 道路の区域

| 変更の区間 | | 変更の前後 | | 敷地の幅員 (メートル) | 敷地の延長 (メートル) |
|----------------------|--------------------|-------|---|-----------------|-----------------|
| 伊具郡丸森町耕野字火石坂九〇番四地先から | 同郡同町耕野字火石坂九〇番一地先まで | 前 | 後 | 五・九 八・三 | 二〇・九 |
| | | | | 七・〇 八・九 | 二〇・九 |

○宮城県告示第三百八十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 組合の名称
富谷市明石台東土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地
富谷市明石台二丁目二十二番地十
- 三 届出の内容
理事を退任した者
氏 名 住 所
関 駿也 仙台市青葉区広瀬町四番八の三千百十一号
理事に就任した者
氏 名 住 所

関 一馬 東京都港区赤坂四丁目十四番十四の三千四百一十号

○宮城県告示第三百八十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 土地区画整理事業の名称
仙塩広域都市計画事業名取市閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
名取市
- 三 事務所の所在地
名取市増田字柳田五百七十番地の二
- 四 換地処分の年月日
令和二年十二月八日

○宮城県告示第三百九十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 土地区画整理事業の名称
仙塩広域都市計画事業名取市閑上東地区被災市街地復興土地区画整理事業
 - 二 施行者の名称
名取市
 - 三 事務所の所在地
名取市増田字柳田五百七十番地の二
 - 四 換地処分の年月日
令和二年十二月一日及び令和三年三月三日
- 宮城県告示第三百九十一号
- あぶくま川水系角田地区土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年四月二十二日認可した。
- なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台

地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年四月三十日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 齋 藤 巖

○宮城県告示第三百九十二号

柴田郡村田町外一町澄川土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年四月二十二日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年四月三十日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 齋 藤 巖

○宮城県告示第三百九十三号

蔵王町土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年四月二十三日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年四月三十日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 齋 藤 巖

○宮城県告示第三百九十四号

大貫土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和三年四月二十一日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年四月三十日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 千 葉 幸 太 郎

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第

五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|-----------------|--------------------|-----------|
| 葵調剤薬局桃生店 | 石巻市桃生町寺崎字舟場前二十五一 | 令和三年四月一日 |
| エヌ・ワイ調剤薬局 | 石巻市千石町二一三 | 令和三年四月一日 |
| みうら調剤薬局錦町店 | 塩竈市花立町十三一十一 | 令和三年三月一日 |
| リズム調剤薬局白石蔵王店 | 白石市鷹巣東三丁目八一三十五 | 令和三年四月一日 |
| 仙台調剤薬局美田園店 | 名取市美田園八丁目一八 | 令和三年四月一日 |
| 古川東町調剤薬局 | 大崎市古川東町一二十二 | 令和三年四月一日 |
| カメイ調剤薬局村田店 | 柴田郡村田町大字村田字西四十二 | 令和三年四月一日 |
| イオン薬局イオンスタイル新利府 | 宮城県利府町利府字新中道三丁目一一一 | 令和三年三月一日 |

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

| 名 称 | 担 当 する 医療の種類 | 所 在 地 | 辞 退 年 月 日 |
|--------------|--------------|----------------|------------|
| みうら調剤薬局錦町店 | 調剤 | 塩竈市錦町五一三十一 | 令和三年二月二十八日 |
| リズム調剤薬局白石蔵王店 | 調剤 | 白石市鷹巣東三丁目八一三十五 | 令和三年一月三十一日 |
| 古川東町調剤薬局 | 調剤 | 大崎市古川東町一二十二 | 令和三年三月三十一日 |

| | | | |
|-----------------------|-----|------------------|------------|
| イオン薬局利府店 | 調剤 | 宮城郡利府町利府字新屋田前二十二 | 令和三年二月十一日 |
| 医療法人清仁会 小牛田内科クリニック | じん臓 | 遠田郡美里町牛飼字牛飼七十七ー二 | 令和三年三月三十一日 |

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
塩竈市大日向町百五十番七十六、宮城郡利府町
加瀬字石切場三番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都千代田区大手町一丁目一番三号
三菱商事エネルギー株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称
岩沼市桑原三丁目十七番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
仙台市宮城野区榴岡五丁目十二番五十五号
株式会社 みつば